

平成22年度新城市補助金等一覧表

平成22年4月1日現在

◎この補助金等一覧表は、平成22年度新城市当初予算に所要額が計上されている補助金及び交付金について、補助金等の名称、交付の目的、交付対象団体等、補助対象事業、補助率・補助額、平成22年度予算額、所管課等を掲載しています。

平成22年度新城市補助金等一覧表

◎一般会計

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱要領等の有無）	H22予算額 (千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
1	1	1	政務調査費補助金	新城市議会議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部を交付する。	新城市議会会派	調査研究に要する経費 ・研究研修費 ・調査旅費 ・資料作成費 ・資料購入費 ・広報費 ・広聴費 ・事務費	◇交付額 12,500円/月・人	有 (新城市議会政務調査費の交付に関する条例)	2,700	×	議事調査課
2	1	1	国際交流協会事業補助金	国際交流協会の事務部門の安定を図る。	新城市国際交流協会	国際交流協会の運営に要する経費（専任職員人件費）	◇補助額 予算の範囲内	無	1,400	○	企画課
2	1	1	フレンドシップ継承補助金	愛知万博フレンドシップ交流の理念を継承・発展させ、市民の国際交流を推進する。	新城市国際交流協会	国際交流事業に要する経費 ・派遣、受入事業 ・留学支援事業 ・国際理解推進事業 ・多文化共生事業	◇補助額 予算の範囲内	無	2,900	○	企画課
2	1	7	敷地管理交付金	寄附採納時の覚書に基づき新城警察署玖老勢駐在所の敷地貸付収入の全額を実質所有者である「玖老勢区」へ交付する。	玖老勢区	敷地管理に要する経費	◇交付額 新城警察署玖老勢駐在所の敷地貸付収入の全額	無	113	×	財政課
2	1	11	集落行政費等交付金	集落行政活動の充実を図る。	関係行政区（集落）等 ①定住促進 市が建設・分譲した5戸以上の住宅・宅地のある集落 ②開発関連 ゴルフ場開発関連地区及び漁協	集落行政活動等に係る経費 ①定住促進 ②開発関連	◇交付額 ①定住促進 (当初5年間) 明和区 5,000円 市場区 20,000円 長者平区 30,000円 (H26まで) ②開発関連 50万円(1団体) 150万円(2団体)	有 (新城市作手地区定住促進関係団体交付金交付要綱) (新城市作手地区ゴルフ場開発関係団体交付金交付要綱)	3,555	×	作手総合支所 地域振興課
2	1	11	地域集会施設整備費補助金	自治活動及びコミュニティ活動活性化を図るための拠点を整備する。	行政区	行政区が事業主体となる地域集会施設の整備に要する経費	◇補助率 均等割+世帯数又は建設工事費の1/3のいずれか少ない額 ◇補助額 1500万円以内	地域集会施設整備費補助金交付要領	0	○	企画課
2	1	11	自治総合センターコミュニティ助成金	コミュニティ活動の促進と自治意識の高揚を図る。	コミュニティ組織、自治会、コミュニティ組織の連合体ほか	コミュニティ備品等の購入等に要する経費 (財団法人自治総合センター「コミュニティ助成事業実施要綱」に規定された事業)	◇助成額 財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業実施要綱に規定された額	無	5,000	○	企画課
2	1	11	サマカン事業補助金	作手高原のPRとイベントの育成、充実を図る。	サマカン実行委員会	サマカン開催に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	500	○	企画課 作手総合支所 地域振興課

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱要領等の有無）	H22予算額 (千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
2	1	11	めざせ明日のまちづくり事業補助金	地域自治確立のための有望、優良な地域活動を支援する。	住民組織 市民活動組織	自主的なまちづくり事業に要する経費	◇補助率・補助額 新城市めざせ明日のまちづくり事業実施要領第6条による	有 (新城市めざせ明日のまちづくり事業実施要領)	10,000	○	企画課 総合支所 地域振興課
2	1	11	つくで祭り補助金	作手地区の産業振興と交流人口拡大による地域活性化を図る。	つくで祭り実行委員会	つくで祭り開催に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	3,900	○	作手総合支所 地域整備課
2	1	12	バス路線維持費補助金	乗合バス路線の維持と児童生徒及び地域住民の移動手段を確保する。	バス運行事業者	豊橋鉄道路線バス維持に要する経費 ・本長篠海老線 ・千郷小臨時便 ・広域基幹バス維持費	◇補助額 運行経費の欠損額を補助 欠損額（補助額）＝経常経費－経常収益	無	8,164	○	行政課 鳳来総合支所 地域振興課
2	1	12	地域公共交通活性化再生総合事業補助金	バス路線再編に係る試行運転及びバス関連施設を整備することで、バス利用の促進と利用者の利便向上を図る。	新城市地域公共交通会議	バス運行の再編に係る実証運行及び関連経費 ・つくであしがる線 ・西部線 ・塩瀬線	◇補助額 実証運行経費及び関連施設改修費の全額	無	22,880	○	行政課
2	1	14	地域安全灯整備事業補助金	地域住民の交通安全対策並びに防犯対策の推進と地域の安全を確立する。	行政区	交通安全及び防犯対策のための地域安全灯の設置に要する経費	◇補助率 設置費の1/2以内 ◇補助限度額 5万円以内/1基当たり	有 (新城市地域安全灯整備事業補助金交付要領)	1,625	○	行政課 総合支所 地域振興課
2	1	14	交通安全対策事業補助金	交通安全対策を推進する。	交通安全推進団体 15団体	交通安全活動に要する経費	◇補助額 2万5千円以内/1団体当たり	有 (新城市交通安全対策事業補助金交付要領)	375	○	行政課
2	1	15	行政費交付金	行政区活動に関して交付する。	行政区 中部地区行政区	行政区活動に要する経費	◇交付額 予算の範囲内	無	20,329	×	行政課 総合支所 地域振興課
2	3	1	人権擁護委員協議会補助金	人権思想の普及高揚を図り、人権侵害の無い社会実現のための活動を支援する。	人権擁護委員協議会	人権擁護委員協議会運営・人権擁護活動に要する経費	◇補助額 ・人口割 県連41,800円、協議会26,000円 ・委員割5,000円×12人	無	128	○	市民保険課
3	1	1	民生委員協議会補助金	福祉事務所等関係行政機関との綿密な連携により社会福祉の増進を図る。	新城市民生委員児童委員協議会	新城市民生委員児童委員協議会の活動に要する経費	◇補助額 ・地区協議会 6地区121人 1人当たり7,500円 ・専門部会 6部会121人 1人当たり3,000円	無	1,271	○	福祉課
3	1	1	社会福祉協議会事業費補助金	社会福祉事業の健全運営と組織的活動の促進、地域福祉活動の推進を支援する。	新城市社会福祉協議会	社会福祉協議会の各種活動に要する経費	◇補助率・補助額 予算の範囲内	無	1,788	○	福祉課
3	1	1	法人運営人件費補助金	社会福祉事業の健全運営と組織的活動の促進、地域福祉活動の推進を支援する。	新城市社会福祉協議会	社会福祉協議会職員人件費	◇補助率・補助額 予算の範囲内	無	42,028	○	福祉課

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱要領等の有無）	H22予算額 (千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
3	1	1	福祉活動団体補助金	市内の福祉関係団体の健全な育成及び通年にわたる活動を支援する。	福祉関係8団体（保護司会、更生保護女性会、遺族会、社明運動実施委員会、傷痍軍人・同妻の会、身体障害者福祉協会、母子寡婦福祉会、手をつなぐ育成会）	福祉関係団体の各種活動に要する経費（食糧費を除く）	◇補助率・補助額 予算の範囲内	無	2,661	○	福祉課
3	1	1	児童遊園地補助金	児童遊園地の遊具の安全な利用のための維持・管理を支援する。	市内の27箇所の特定児童遊園地を設置する区	児童遊園地に設置されている遊具等の維持管理に要する経費	◇補助額 1箇所当たり12,500円	無	338	○	福祉課
3	1	2	地域活動支援センター運営費補助金	障害者等を通わせ、創作的活動等の場を提供するとともに社会との交流促進を図る。	新城市社会福祉協議会	地域活動支援センター運営に要する経費	◇補助率・補助額 予算の範囲内	有 (新城市地域活動支援センター事業運営費補助金交付要領)	3,259	○	福祉課
3	1	2	通所サービス等利用促進事業費補助金	通所施設等における送迎サービスの実施を促進するとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図る。	送迎サービスを実施する障害福祉サービス事業所	通所施設等への送迎サービスに要する経費	◇補助額 ＜通所送迎事業＞1事業所当たり300万円以内 ＜短期入所送迎事業＞利用者一人あたり片道1,860円	有 (新城市通所サービス利用促進事業費補助金交付要領)	2,170	○	福祉課
3	1	2	共同生活介護・共同生活援助事業費補助金	共同生活介護・共同生活援助を実施する事業所の経営の安定化及びその参入促進を図る。	共同生活介護・共同生活援助を実施する事業所	障害者自立支援法に定める共同生活介護並びに共同生活援助サービスに要する人件費相当経費	◇補助額 ・共同生活介護 1人1日につき700円 ・共同生活援助 1人1日につき400円	有 (新城市障害者共同生活介護・共同生活援助事業費補助金交付要領)	3,365	○	福祉課
3	1	2	重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金	重症心身障害児・者を受け入れる医療機関以外の短期入所事業所に対して補助することにより、本人並びに家族の居宅生活を支援する。	愛知県から予め指定を受けた医療機関以外の短期入所事業所	医療機関以外の短期入所事業所が重症心身障害児・者を受け入れるために要する経費	◇補助額 対象者が短期入所サービスを利用するにあたり、1人1日5,700円	有 (新城市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要領)	411	○	福祉課
3	1	2	新事業移行促進事業費補助金	障害者自立支援法に基づく新体系へ移行した事業所・施設に対して助成を行うことにより、旧体系から新体系への移行促進を図る。	特定旧法指定施設から障害者自立支援法に基づく新体系へ移行した事業所・施設	新体系移行に伴う経費	◇補助額 ・生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 利用者一人あたり5,700円（平成22年度） ・施設入所支援 利用者一人あたり4,750円（平成22年度）	有 (新城市新事業移行促進事業補助金交付要領)	21	○	福祉課

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱要領等の有無）	H22予算額 (千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
3	2	1	社会福祉法人介護サービス利用者負担減額措置助成金	介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が低所得者で生計が困難である者に利用者負担の軽減を行うことを支援する。	社会福祉法人格を有する介護サービス事業者	社会福祉法人（サービス事業者）が低所得利用者の利用者負担を軽減するために要する経費	◇補助率・補助額 新城市社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減制度事業費補助金交付要領による補助率・補助額	有 (新城市社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減制度事業費補助金交付要領)	138	○	長寿課
3	2	1	高齢者能力活用推進事業補助金	高齢者の能力活用と就業に関する事業を推進する。	社団法人新城市シルバー人材センター	高齢者の能力活用と就業に関する事業に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	有 (シルバー人材センター高齢者能力活用推進事業補助金交付要綱)	34,230	○	長寿課
3	2	1	地区敬老会援助事業補助金	長寿の祝い及び地域での交流を促進する。	地区敬老会開催団体（社会福祉協議会経由）	地区敬老会実施に要する経費	◇補助対象者 80歳以上の者 ◇補助額 1人当たり500円	無	2,577	○	長寿課 総合支所 市民福祉課
3	2	5	地域介護・福祉空間整備費補助金	認知症対応型グループホーム等の整備及びスプリンクラーの整備を図る。	社会福祉法人 医療法人	施設整備に要する経費	◇補助額 国の実施要綱に基づく交付金の金額	有 (新城市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱)	36,960	×	長寿課
3	3	1	ファミリーサポート事業補助金	育児の負担軽減、多様化する保育事業に対応し、より良い子育て環境づくりに資する。	新城ファミリーサポートクラブ	ファミリーサポートクラブ運営に要する経費（傷害保険料、需用費、通信費等）	◇補助額 予算の範囲内	無	120	○	児童課
4	1	1	在宅当番医制運営費補助金	夜間及び休日における医療確保を図る。	新城医師会	夜間及び休日昼間の在宅当番実施に要する経費	◇補助額 ・夜間 11,710円/日（基準額） ×実施日数 ・休日昼間 23,420円/日（基準額） ×実施日数	無	5,446	○	へき地医療支援室
4	1	1	在宅当番医制事務補助金	夜間及び休日の診療を行う在宅当番医の当番日数の調整等を支援する。	新城医師会	在宅当番医制を運営するための事務費に要する経費	◇補助額 63,960円/年（基準額） ×医師数	無	1,791	○	へき地医療支援室
4	1	1	第2次救急医療対策事業病院運営費補助金	一次医療機関で対応できない患者の収容及び治療を行う。	新城市民病院 東栄病院	病院群輪番制病院運営事業に要する経費	◇補助額 71,040円/日（基準額） ×実施日数	無	30,974	○	へき地医療支援室
4	1	2	女性特有のがん検診交付金	女性特有のがん検診推進事業で、一定の年齢の女性に乳がん又は子宮がん検診の無料クーポン券と検診手帳を送付し、受診促進とがんの早期発見を図る。	女性特有のがん検診推進事業対象者で、無料クーポン券発送前に、市が行う乳がん・子宮がん検診を受診した者	市が行う乳がん検診（集団・個別）、子宮がん検診（集団・個別）の自己負担金	◇助成額 市が行う乳がん検診（集団・個別）、子宮がん検診（集団・個別）の自己負担金	有 (新城市女性特有のがん検診実施要綱)	41	○	健康課

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱要領等の有無）	H22予算額 (千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
4	1	4	一般不妊治療助成金	子どもを産み育てたいという希望を持ちながら、子どもができない夫婦に対して、一般不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担軽減を図り、少子化対策の充実に図る。	市内に住所を有し、戸籍上の夫婦で、不妊症と診断され、一般不妊治療を受けた者	一般不妊治療（体外受精、顕微受精を除く、不妊検査、不妊治療）に要する費用	◇助成率 一般不妊治療に要した自己負担額の1/2以内 ◇助成限度額 5万円	有 （新城市一般不妊治療費助成事業実施要綱）	750	○	健康課
4	1	4	県外医療機関個別妊婦乳児健康診査助成金	県外の医療機関で妊婦乳児健康診査を実施する者の利便を図る。	市内に住所を有する者で、県外の医療機関で妊婦乳児健康診査を実施した者	妊婦健康診査に要する経費 ・1回目健康診査～14回目健康診査 乳児健康診査に要する経費 ・乳児1回目健康診査	◇助成額 県内医療機関と締結する妊婦乳児健康診査委託料を上限とする	有 （新城市県外医療機関個別妊婦乳児健康診査費助成金要綱）	1,845	○	健康課
4	1	5	予防接種事故対策費交付金	予防接種法に基づいて市が行う予防接種を受けたことにより健康被害を被った方への給付及び調査委員会が行う調査事業に必要な経費の補填を行う。	市内に住所を有する者で、予防接種法で定める定期の予防接種又は臨時の予防接種で疾病、障害の状態となった者又は死亡した者	予防接種の健康被害に係る給付及び調査事業の実施に要する経費	◇交付額 予防接種法施行令の規定による法定受託事務	無	2,209	×	健康課
4	1	5	予防接種健康被害者対策給付金	予防接種法に基づいて市が行う予防接種を受けたことにより健康被害を被った方への給付を行う。	市内に住所を有する者で、予防接種法で定める定期の予防接種又は臨時の予防接種で疾病、障害の状態となった者又は死亡した者	予防接種により健康被害を受けた方への見舞金としての費用	◇給付額 年間の見舞金支給額と10,000円を比較して少ない方の額から5,000円を差し引いた額	有 （新城市予防接種健康被害者対策給付金支給要綱）	5	○	健康課
4	1	5	予防接種助成金	疾病等のため集団接種を不相当とする者について、かかりつけ医等による個別接種を実施する。	受診医療機関（個別予防接種実施要領による。）	個別予防接種に要した費用	◇助成額 個別予防接種に要した費用の全額	有 （個別予防接種実施要領）	500	○	健康課
4	1	8	合併処理浄化槽設置費補助金	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図る。	公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業認可区域、地域下水道処理区域を除く全市域で合併処理浄化槽を設置しようとする者	10人槽以下の合併処理浄化槽の設置に要する費用	◇補助額 ・5人槽 332千円 ・7人槽 414千円 ・10人槽 548千円	有 （新城市浄化槽設置事業補助金交付要領）	62,394	○	下水道課 総合支所 地域整備課
4	1	8	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	地域温暖化防止対策の一環として、市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援することにより環境保全に対する意識の高揚を図る。	自ら居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）にシステムを設置する者で、かつ、市税を完納している者	住宅用太陽光発電システムの設置に要する費用	◇補助額 2万円に太陽電池の最大出力を乗じた額 ◇補助限度額 8万円	有 （新城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要領）	4,800	○	環境課

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱要領等の有無）	H22予算額 (千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
4	2	1	生ごみ処理器等設置費補助金	ごみ減量化対策の一環として、家庭で生じる生ごみの自家処理を促進する。	市内居住者で、市内の業者から購入する者	生ごみ処理器及び電気生ごみ処理機の購入に要する費用 ①生ごみ処理器(100%以上のもの) 1世帯2基まで ②電気生ごみ処理機 1世帯1台 ③買い替え対象 (生ごみ処理器は5年以上、電気生ごみ処理機は7年以上設置から経過し、使用不能と認められるもの)	①生ごみ処理器 ◇補助率 購入額の1/2以内 ◇補助限度額 2千円 ②電気生ごみ処理機 ◇補助率 購入額の1/4以内 ◇補助限度額 1万5千円	有 (新城市生ごみ処理器等設置費補助金交付要領)	385	○	生活衛生課
4	2	5	周辺環境整備交付金	有海埋立処分地に対する周辺地域の環境整備に資する。	有海区	埋立処分場の周辺環境整備に要する経費	◇交付額 予算の範囲内	無	163	×	生活衛生課
6	1	2	農業新経営者育成事業補助金	農業経営者等の活動に対し支援する。	農業経営士、青年農業士、4Hクラブ	農業新経営者育成事業の実施に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	190	○	農業課
6	1	2	生活改善普及事業補助金	よりよい農山村と農家生活を築くために男女がともに参画した地域づくりを図る。	農村輝きネット・しんしろ	生活改善普及事業の実施に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	100	○	農業課
6	1	3	就農支援資金償還助成金	就農に必要な技術取得等を支援する。	就農支援資金を借入れた者	就農支援資金の償還に係る経費	◇補助率 償還金の2/3以内 (内訳 県 1/3 市 1/3)	無	740	○	農業課
6	1	3	農業近代化資金利子補給事業補助金	農業を担う意欲及び能力のある農業者に対し、農業近代化資金の利子補給を行い、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。	農業近代化資金を借入れた者	農業近代化資金の償還に係る経費	◇補助額 利子償還額のうち借入利子1.00%に相当する額 期間：借入時から3年間	有 (新城市農業近代化資金利子補給補助金交付要領)	398	○	農業課
6	1	3	農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金	農業を担う意欲及び能力のある農業者に対し、農業経営基盤強化資金の利子補給を行い、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。	農業経営基盤強化資金を借入れた者	農業経営基盤強化資金の償還に係る経費	◇補助額 利子償還額のうち新城市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱に定める額	有 (新城市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱)	1,743	○	農業課
6	1	3	中山間地域等直接支払交付金	中山間地域について、耕作放棄地の発生を防止し農業生産の維持を図りつつ、多面的機能の保持をする。	直接支払制度に係る集落協定参加者	中山間地域の農地耕作等に要する経費	◇交付額 10a当たり交付金単価 ・田 (緩傾斜地) 8,000円 (急傾斜地) 21,000円 ・畑 (急傾斜地) 11,500円	無	61,173	○	農業課
6	1	3	新加工用米安定供給対策推進費補助金	市内農家の生産意欲の向上と新加工米の安定供給を図る。	愛知東農業協同組合	新加工米として生産調整に協力した者に対する食用米との価格差	◇補助額 予算の範囲内	有 (新城市新加工用米安定供給対策事業補助金交付要領)	1,800	○	農業課

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱要領等の有無）	H22予算額 (千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
6	1	3	有害鳥獣防除事業補助金	野生鳥獣から農林産物の被害を減少させる。	市内に住所を有する農林産物生産者	有害鳥獣防除施設の設置に要する費用 ①電気柵 ②防除網 (同一年度内は、1人につき1箇所又は1種類とする。防除施設の耐用年数は、3年間とする。)	◇補助率 事業費の1/2以内 ◇補助限度額 ①3万5千円/人 ②3万5千円/人	無	5,250	○	農業課
6	1	3	農林業公社助成金	農林業公社の事業を支援する。	財団法人農林業公社しんしろ	農林業公社の事業に係る経費	◇補助額 予算の範囲内	無	5,294	○	農業課
6	1	3	山間地営農等振興事業補助金	農業用近代化施設等の整備を支援することにより農業振興を図る。	愛知東農業協同組合 農事組合法人 農業者の組織する団体	山間地営農等振興事業の実施に係る経費	◇補助率 事業費の1/2以内 ただし、家畜ふん尿処理施設については3/5以内	無	23,500	○	農業課
6	1	3	米色彩選別機導入事業補助金	担い手の育成や米の品質向上を図り、地域農業の構造改革に結びつく施設設備を支援する。	愛知東農業協同組合	米色彩選別機導入に要する経費	8,700千円×1/2	無	43,500	○	農業課
6	1	3	農地環境保全整備費補助金	千枚田保存会の活動を支援する。	鞍掛山麓千枚田保存会	千枚田保存会の活動に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	120	○	農業課
6	1	5	乳用雌牛・肉用繁殖牛導入事業補助金	優良牛の導入及び優良牛の市内保留により経営基盤の安定と産地化を図る。	繁殖和牛生産農家・酪農家、愛知東農業協同組合	乳用雌牛、肉用繁殖牛の県外導入又は市内保留に係る経費	◇補助額 搾乳用 4万円以内/頭 特肉用 4万円以内/頭	無	1,000	○	農業課
6	2	1	県営農地環境整備事業補助金	農業経営基盤の整備を行い、農業生産性の向上を図る。	作手村土地改良区	土地改良事業の実施に要する経費	◇補助率 補助対象事業費の1/10	無	10,500	○	農業課
6	2	1	市土地改良区補助金	土地改良区の適正な運営を図る。	新城市土地改良区	土地改良区の運営に関する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	2,000	○	農業課
6	3	1	林業退職金共済制度掛金助成事業補助金	退職金共済掛金の助成により、林業就業者の安定確保と雇用促進を図る。	新城森林組合等の林業従事者退職金共済制度加入事業者	林業退職金共済制度掛金	◇補助率 補助対象事業費の2/3以内 (内訳 基金 1/3 市 1/3)	有 (財)愛知県林業振興基金事業業務方法書、同基金助成基準及び同基金福利厚生事業実施細則)	1,978	○	森林課
6	3	1	中小企業退職金共済制度掛金助成事業補助金	退職金共済掛金の助成により、林業就業者の安定確保と雇用促進を図る。	新城森林組合 (旧鳳来町森林組合・旧作手村森林組合分)	中小企業退職金共済制度掛金	◇補助率 補助対象事業費の2/3以内 (内訳 基金 1/3 市 1/3)	有 (財)愛知県林業振興基金事業業務方法書、同基金助成基準及び同基金福利厚生事業実施細則)	40	○	森林課
6	3	2	水源林対策事業補助金	造林、下刈等による森林整備により、水源林の保全を図る。	新城森林組合	水源林対策事業(造林・下刈・枝払い・除伐・間伐・作業路等)に要する経費	◇補助率 造林 2/10以内 下刈 5/10以内 枝払い 2/10以内 除伐 4/10以内 間伐 6/10以内 作業路 9.5/10以内	有 (財)豊川水源基金水源林地域対策事業業務方法書、同基金事業助成金交付要領)	24,780	○	森林課

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱要領等の有無）	H22予算額 (千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
6	3	2	水源林保全流域協働事業補助金	水源涵養林の間伐促進及び間伐材の利用促進を図る。	新城森林組合	間伐の実施及び間伐材搬出に要する経費	◇補助率 特別強化間伐事業 2/10～8/10以内 高齢級間伐事業 8/10以内 間伐材搬出事業 8/10以内	有 （(財)豊川水源基金水源林保全流域協働事業業務方法書、同基金事業助成金交付要領）	18,302	○	森林課
6	3	2	森林整備地域活動支援事業交付金	森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業を支援し、森林の有する多面的機能を保持する。	新城森林組合 愛知県農林公社	森林整備地域活動支援交付金事業（森林情報の収集活動・施業実施区域の明確化作業等）に要する経費	◇交付額 積算基礎森林面積 ×5千円/ha (内訳 国 1/2 県 1/4 市 1/4)	有 （愛知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱、森林整備地域活動支援交付金実施要領）	38,555	○	森林課
6	3	2	五葉の森協議会交付金	レクリエーション活動の場として整備された「五葉の森」を保全する。	五葉の森協議会	維持管理に要する経費	◇交付額 1人当たり1,000円	無	180	○	森林課
6	3	2	人材育成事業補助金	水源林の保全のために必要な間伐などを実施する人材の育成を図る。	新城森林組合	人材育成に要する経費	◇補助額 人材育成に要する経費 ◇補助限度額 1人当たり2,940千円	有 （(財)豊川水源基金水源林保全流域協働事業業務方法書、事業助成金交付要領）	14,700	○	森林課
7	1	1	消費者行政推進事業補助金	消費者の安全と意識の向上を図る。	市内に住所又は所在地を有し、かつ、市内で活動している消費者活動組織・団体	消費者の安全と意識の向上に資する事業に要する経費	◇補助率 事業費の1/2以内 ◇補助限度額 5万円（当該年度につき1団体1事業）	有 （消費者行政推進事業補助金交付要領）	50	○	商工課
7	1	2	信用保証料補助金	商工振興資金融資とセーフティネット5号認定融資を受けた者に対し、その保証料を助成し、中小企業者の負担軽減を図り、中小企業の振興に資する。	市内の中小企業者で、商工業振興資金のうち小規模企業資金の融資を受けた者とセーフティネット5号認定を受けた者	商工業振興資金融資とセーフティネット5号認定融資に係る保証料	◇補助率 信用保証料の1/2以内 ◇補助限度額 8万円（セーフティネット5号認定分については、1事業所1回のみとする。）	有 （新城市信用保証料補助金交付要領）	4,080	○	商工課
7	1	2	短期特別小口資金融資利子補給補助金	市内の中小規模の商工業者が必要とする短期資金の融通を円滑にする。	短期特別小口資金融資を受けた者	短期特別小口資金融資に係る利子相当額	◇補助額 利子相当額の1/2以内	有 （新城市短期特別小口資金融資に係る利子補給制度要領）	600	○	商工課

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱要領等の有無）	H22予算額 (千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
7	1	2	企業立地奨励金	市内への企業立地の円滑な推進により、産業の振興及び市勢の進展を図る。	指定地区内に工場等の新設、増設又は移転し、基準年度に固定資産税の課税標準額が一定規模を超えたもので市長の認定を受けた者	前年度納付済みの固定資産税額	◇奨励金額 前年度納付済みの固定資産税相当額 ◇交付対象期間 平成20年10月1日以降に立地のために土地を取得した事業者 ・家屋 5年度間 ・土地 5年度間 ・償却資産 1年度間 平成20年9月30日までに立地のために土地を取得した事業者 ・家屋 3年度間 ・土地 3年度間	有 (新城市企業立地奨励条例)	18,388	×	立地課
7	1	2	小規模事業経営支援事業補助金	商工会が実施する小規模事業者の振興と安定を図る事業を支援する。	新城市商工会 鳳来商工会 作手商工会	商工会が小規模事業者の振興と安定を目的として実施する経営改善普及事業に要する経費	◇補助額 商工会の経営改善普及事業費から県費を除いた金額の1/2以内	有 (新城市小規模事業経営支援事業費補助金交付要領)	15,140	○	商工課
7	1	2	商業・商店街活性化事業補助金	にぎわいあふれる魅力ある商店街を再生するまちづくりの観点から、計画的に行われる商店街活性化事業等に対して支援する。	商工会、NPO法人等	街路灯整備事業、空き店舗活用事業等に要する経費	◇補助額 事業費の1/2以内又は1/5以内	有 (新城市がんばる商店街推進事業費補助金交付要領)	0	○	商工課
7	1	3	しんしろ節句まつり開催補助金	市内観光産業の振興と人的交流を図る。	しんしろ節句祭り実行委員会	しんしろ節句祭りの開催に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	500	○	観光課
7	1	3	市観光協会補助金	観光誘客による地域振興の推進及び観光と地場産業との連携強化を図る。	新城市観光協会	観光客の誘客、観光イベントの開催等観光振興活動に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	17,040	○	観光課
8	4	1	中心市街地にぎわいのまちづくり活動補助金	中心市街地の活性化を図る。	10人以上の団体	中心市街地におけるまちづくり活動に要する経費 ①景観整備事業 ②まちづくり意識の高揚事業 ③まちづくりイベント活動 ④その他まちづくりの目的に即した事業	◇補助額 予算の範囲内	有 (新城市中心市街地にぎわいのまちづくり活動補助金交付要領)	100	○	都市計画課
8	4	4	木造住宅耐震補強事業補助金	地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止する。	旧基準木造住宅の耐震補強工事を実施する者	耐震補強計画に基づく耐震補強工事に要する経費	◇補助額 耐震補強工事に要する経費の全額 ◇補助限度額 1戸当たり60万円	有 (新城市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要領)	3,000	○	都市計画課
8	4	4	木造住宅耐震性向上事業補助金	地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止する。	旧基準木造住宅の耐震補強計画を作成する者	耐震診断結果により耐震補強計画を作成する経費	◇補助額 耐震補強計画を作成する経費の全額 ◇補助限度額 1戸当たり10万円	有 (新城市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要領)	500	○	都市計画課

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱要領等の有無）	H22予算額 (千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
8	4	4	非木造住宅耐震診断事業補助金	地震発生時における非木造住宅の倒壊等による災害を防止する。	旧基準非木造住宅の耐震診断を実施する者	旧基準非木造住宅耐震診断に要する経費	◇補助額 耐震診断に要する経費の2/3以内 (1戸建て住宅以外は、延べ面積に応じ補助対象経費限度額あり) ◇補助限度額 1戸建て住宅 13万円 1戸建て住宅以外 100万円	有 (新城市非木造住宅耐震診断事業補助金交付要領)	1,200	○	都市計画課
9	1	1	市女性防火クラブ補助金	防火思想の普及啓発を図る。	市女性防火クラブ	防火思想の普及啓発に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	50	○	消防本部 消防総務課
9	1	2	消防団交付金	消防団活動を支援する。	市内消防団	消防団運営に要する経費	◇交付額 予算の範囲内	有 (新城市消防団活動助成事業交付金交付要領、新城市消防団活動助成事業出動割交付金交付要領)	8,361	○	消防本部 消防総務課
9	1	2	県操法大会出場分団交付金	県大会出場に伴う訓練等を支援する。	愛知県消防操法大会出場の市内消防団の分団	県操法大会出場に伴う必要な活動経費	◇交付額 予算の範囲内	有 (操法大会開催事業交付金交付要領)	600	○	消防本部 消防総務課
9	1	3	消火栓器具庫等設置補助金	初期消火施設の充実を図る。	消火栓器具庫等を設置しようとする団体	消火栓器具庫等の設置に要する経費 (標準単価：消火栓器具庫等) ①器具庫 17,000円/台 ②ホース 23,100円/本 ③管鎗 9,450円/本 ④開栓器 4,000円/本 ⑤スタンドパイプ 41,440円/本 (標準単価：街頭消火器等) ①消火器格納箱 4,305円/台 ②消火器(新規) 7,875円/本 ③消火器(更新) 8,925円/本 ※更新は廃棄料を含む	◇補助率 ・事業費の1/2以内 標準単価を上回る器具は、標準単価を事業費とする	有 (新城市消火栓器具庫等設置補助金交付要綱)	2,107	○	消防本部 防災対策課 総合支所 地域振興課
9	1	3	自主防災組織防災訓練交付金	地域住民の安全確保のため、防災訓練を通じて自主防災組織の能力向上を推進する。	市内自主防災組織	防災訓練の実施に要する経費	◇交付額 ・均等割 1防災組織当たり9千円 ・世帯割 1世帯当たり70円	有 (新城市自主防災組織防災訓練交付金交付要綱)	2,503	×	消防本部 防災対策課 総合支所 地域振興課
9	1	3	自主防災組織防災活動補助金	地域住民の安全確保のために、地域の防災組織の育成強化と活性化を図り、自主防災組織の能力向上を推進する。	市内自主防災組織	自主防災会活動に要する経費 ①防災知識の普及啓発に係る経費 ②防災訓練の実施に係る経費 ③備蓄品整備に係る経費 ④その他必要な経費	◇補助額 ・補助率2/3以内 ・限度額1組織あたり10万円	有 (新城市自主防災組織活動育成事業補助金交付要綱)	300	○	消防本部 防災対策課

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱要領等の有無）	H22予算額 (千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
10	1	3	中学生海外派遣補助金	国際理解教育を図るための派遣経費を支援する。	中学生海外派遣委員会	海外研修に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	2,410	○	学校教育課
10	1	3	私立高等学校等授業料補助金	私立高等学校に通学する者の保護者負担を軽減する。	私立高等学校に通学する者の保護者	私立高等学校等の授業料	◇補助率 愛知県による授業料補助年額の1/20	無	1,000	○	教育総務課
10	2	1	通学費補助金	教育の機会均等を図るため、公共交通機関を利用する通学者の通学に要する交通経費を支援する。	各校PTA代表者 通学する者の保護者	通学児童生徒のうち、公共交通機関の通学定期券購入に要する経費	◇補助額 通学定期券購入費の全額	無	31,559	○	教育総務課
10	3	1									
10	2	2	体育大会・芸術教室参加交付金	市体育大会、芸術教室参加のための輸送費を助成する。	小学校PTA代表者	市内小学校児童の市体育大会、芸術教室へ参加のための輸送に要する経費	◇交付額 予算の範囲内	無	1,624	○	学校教育課
10	3	2	体育大会・音楽会等派遣交付金	地方大会、県大会等への部活動に係る選手派遣費を助成する。	中学校PTA代表者	市内中学校生徒の地方大会、県大会等への選手派遣に要する経費	◇交付額 予算の範囲内	無	4,354	○	学校教育課
10	5	1	PTA連絡協議会補助金	市内のPTA活動を推進するとともに、幼稚園、小学校及び中学校の単位PTAが連携して、園児、児童及び生徒の健全な育成を図る。	新城市幼小中学校PTA連絡協議会	PTA活動に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	200	○	生涯学習課
10	5	1	子ども会育成連絡協議会補助金	市内単位子ども会との連絡調整及び子ども会活動の活性化を図るとともに、子どもの健全育成に寄与する。	新城市子ども会連絡協議会	新城市子ども会活動に要する経費 ①市内子ども会との連絡調整 ②指導者・リーダー養成事業 ③交流事業等の開催 ④研修会の開催	◇補助額 予算の範囲内	無	1,000	○	生涯学習課
10	5	1	単位子ども会補助金	地域に根ざした活動、リーダー研修等を通じて、地区内の子どもの健全育成に寄与する。	単位子ども会	単位子ども会活動に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	600	○	生涯学習課
10	5	1	生涯学習活動費補助金	地域の特性を活かした公民館活動を通して、生涯学習の推進を図る。	新城市公民館連合会 (東新町公民館はじめ77公民館)	公民館活動に要する経費	◇補助額 ①行政区数割6万～8万円 ②世帯数割1世帯135円	無	7,005	○	生涯学習課
10	5	2	設楽原決戦場まつり補助金	設楽原決戦場まつりの実施により地域の活性化を図る。	設楽原をまもる会	設楽原決戦場まつりの開催に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	450	○	文化課
10	5	2	文化協会補助金	市民の文化の高揚と会員相互の教養の向上を図る。	新城市文化協会	団体活動に要する経費 ①講演会 ②研修会 ③展示会 ④鑑賞 等の開催	◇補助額 予算の範囲内	無	2,338	○	文化課
10	5	3	郷土研究会補助金	郷土の歴史を研究し、もって文化財の保護に寄与する。	新城市郷土研究会	郷土史等調査研究活動に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	120	○	文化課

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱要領等の有無）	H22予算額 (千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									
10	5	3	文化財保存事業補助金	文化財の保護を図るため、文化財保護法、愛知県文化財保護条例、新城市文化財保護条例に基づいて、文化財の所有者、管理者が行う文化財保存事業の円滑化を図る。	所有者 保存団体 管理者	文化財の保存に要する経費 ①文化財の保存事業 ②文化財保存施設建設事業 (対象経費) 賃金、報償費、旅費、需用費、 役員費、委託料、工事請負費	◇補助率・補助額 ①保存事業 事業費の2/3以内 ただし、国県の補助対象事業は、国県の補助対象事業費から国県補助金額を控除した額の1/2以内 ②保存施設建設事業 事業費の1/2以内 ただし、国県の補助対象事業は、国県の補助対象事業費から国県補助金額を控除した額の1/2以内	無	2,625	○	文化課
10	5	3	無形民俗文化財保存伝承補助金	無形民俗文化財等の保存伝承を図る。	国県市指定無形民俗文化財保存団体等	無形民俗文化財等保存・伝承活動に要する経費	◇補助額 補助対象事業費の1/2以内	有 (新城市文化財保存事業費補助金交付要領)	1,179	○	文化課
10	6	1	新城マラソン大会開催事業補助金	新城マラソン大会の開催を支援し、健康で明るいまちづくりに寄与する。	新城市体育協会	新城マラソン大会の開催に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	1,000	○	スポーツ課
10	6	1	市体育協会補助金	市民のスポーツ振興を図り、健康で明るいまちづくりに寄与する。	新城市体育協会	団体活動に要する経費	◇補助額 予算の範囲内	無	3,200	○	スポーツ課
10	6	1	スポーツ少年団補助金	スポーツを通じ、児童・生徒の心身の健全育成を図る。	スポーツ少年団等	団体活動に要する経費	◇補助額 ①団員割 1人当たり500円 ②種目割 1種目当たり20,000円 ③県登録加算 1団体当たり5,000円	有 (新城市スポーツ少年団等補助金交付要領)	780	○	スポーツ課
合計			109事業						718,015		

予算科目			補助金等の名称	交付の目的	交付対象団体等	補助対象事業	補助率・補助額	別途交付（取扱要領等の有無）	H22予算額 (千円)	補助金等交付要綱別表記載	所管課
款	項	目									

◎介護保険事業特別会計

3	2	2	老人クラブ補助金	高齢者の生きがいと健康づくりを推進する。	単位老人クラブ 老人クラブ連合会	高齢者の生きがいと健康づくりの活動に要する経費 ①単位老人クラブ事業 ②老人クラブ連合会事業	◇補助額 ①単位老人クラブ事業 県費補助単価×活動月数 (40人未満の小規模単位老人クラブは、上記算定額の2/3) ②老人クラブ連合会事業 連合会県費補助基準額に会員県費補助単価に会員数を乗じて得た額を加算した額	有 (老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金交付要綱)	4,284	○	長寿課 総合支所 市民福祉課
合計			1事業						4,284		

◎農業集落排水事業特別会計

1	1	1	排水設備資金融資あっせん利子補給金	環境衛生の向上に資する。	排水設備資金融資を行う金融機関	排水設備を設置し、若しくは尿浄化槽を撤去し、又は汲み取り便所を水洗便所に改造しようとする者が金融機関から排水設備資金の融資を受けた場合の償還利子額	◇助成額 償還利子のうちの利子1.70%に相当する額 期間：借入時から5年間 ※利率は金融機関との契約による。	有 (新城市排水設備等資金の融資あっせん及び利子補給に関する規則)	150	○	下水道課
1	1	1	農業集落排水宅内工事補助金	生活環境の保全と公衆衛生の向上のため農業集落排水事業の推進を図る。	高里処理区域、菅守処理区域、開成処理区域、巴処理区域において宅内工事を実施しようとする者	公共枡から第1集合枡までに係る宅内工事の経費 ただし、次の施設を除く。 ・国、地方公共団体が設置管理する施設 ・生活の主体がない短期間利用の施設	◇補助額 排水設備等確認申請で認定した額	有 (新城市農業集落排水宅内工事補助金交付要領)	1,325	○	作手総合支所 地域整備課
2	1	1	巴地区農業集落排水事業推進費交付金	農業集落排水事業の円滑な推進を図る。	巴地区 7行政区	農業集落排水事業巴地区の受益範囲7行政区の事業推進活動等に係る経費	◇交付額 1行政区当たり 2万円～3万円	無	200	×	作手総合支所 地域整備課
合計			3事業						1,675		

◎公共下水道事業特別会計

1	1	1	排水設備資金融資あっせん利子補給金	環境衛生の向上に資する。	排水設備資金融資を行う金融機関	排水設備を設置し、若しくは尿浄化槽を撤去し、又は汲み取り便所を水洗便所に改造しようとする者が金融機関から排水設備資金の融資を受けた場合の償還利子額	◇助成額 償還利子のうちの利子1.70%に相当する額 期間：借入時から5年間 ※利率は金融機関との契約による。	有 (新城市排水設備等資金の融資あっせん及び利子補給に関する規則)	173	○	下水道課
合計			1事業						173		